# 東京外国語大学学部学生の留学に 関する取扱要項

平成 31 年 3 月 12 日 規 則 第 112 号 改正 令和 4 年 3 月 9 日 規則第 9 号 令和 5 年 12 月 19 日 規則第 104 号

(趣旨)

第1条 この取扱要項(以下「要項」という。)は、東京外国語大学学部学生の留学に関する規程(以下「規程」という。)第8条の規定に基づき、東京外国語大学(以下「本学」という。)言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部(以下「学部」という。)の学生の留学に関し、必要な事項を定める。

(留学の期間)

- 第2条 規程第2条各号に定める留学の期間は、次のとおりとする。
  - (1)派遣留学 3ヶ月以上1年以内とする。ただし、本学と外国の大学等との協議により留学の期間を特別に定める場合は、この限りでない。
  - (2) ダブル・ディグリー・プログラムによる留学 本学と外国の大学等との協定書に定める期間とする。
  - (3) 休学留学 6ヶ月以上1年以内とする。ただし、外国の大学等における1学期の期間が6ヶ月未満の場合は、この限りでない。
- 2 前項第3号に定める期間は、外国の大学等が発行した入学許可証に記載の期間をもって確認する。
- 3 規程第2条第3号に定める留学は、連続する休学期間中の申請は、2回を上限とする。 (休学留学の手続き)
- 第3条 規程第4条第1項に定める手続きは、休学に関する手続きに付随して行うものとし、休学を開始する日の1ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を教務課に提出するものとする。
  - (1) 休学留学申請書
  - (2) 外国の大学等が発行した入学許可証
  - (3) 外国の大学等の概要が分かる資料
  - (4) 外国の大学等における成績評価基準を示す資料
  - (5) 外国の大学等における授業内容を示す資料(シラバス等)
  - (6) その他本学が必要と認める資料
- 2 前項第2号から第6号に定める書類が英語以外の外国語で記載されている場合は、和 訳を添付するものとする。

(休学留学の対象大学等)

第4条 規程第5条に定める外国の大学等は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、 かつ、本学が十分な教育内容とレベルを有すると認めたものに限る。

- (1) 学士の学位に相当する学位を授与する外国の大学
- (2) 短期大学士の学位に相当する学位を授与する外国の高等教育機関
- (3)前2号に定める外国の大学又は高等教育機関に附属し、当該大学又は高等教育機関に準ずる教育を行う施設
- 2 前条第1項の規定に基づき学生が休学留学を申請する場合は、留学先の大学等が所在 する国又は地域で主に使用される言語の代表教員から、前項の規定に基づく認定を受け なければならない。
- 3 前項の規定に基づき認定が得られた場合は、学生からの申請に基づき、当該学生が所属 する学部の協議会で審議の上、休学留学を承認する。

(単位認定の手続き)

- 第5条 規程第7条第1項の規定に基づき単位認定を申請する場合は、次の各号に掲げる 書類を教務課に提出するものとする。
  - (1) 単位認定申請書
  - (2) 外国の大学等が発行する成績証明書
  - (3) 外国の大学等における成績評価基準を示す資料
  - (4) 外国の大学等における授業内容を示す資料 (シラバス等)
  - (5) 外国の大学等における授業時間数を示す資料
  - (6) その他本学が必要と認める資料
- 2 前項各号に定める書類は、原則として、留学の期間終了日から6ヶ月以内に、申請書類 を教務課に提出しなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず、正当な理由があると認められる場合に限り、前項に定める申請 の期日を6ヶ月間延長できるものとする。ただし、この場合には第1項各号に定める書類 に加えて、申請が遅れた理由を記した理由書を提出しなければならない。
- 4 前項に定める期日の延長を行ってもなお申請がなされない場合は、再延長は原則認めないものとする。
- 5 単位認定を申請できる回数は、1回の留学につき、原則1回とする。
- 6 第2項から第4項までの規定に関わらず、卒業予定者が単位認定の申請を行う場合には、3月卒業予定者においては卒業を予定する年度の12月末日までに、9月卒業予定者においては卒業を予定する年度の6月末日までに、申請書類を教務課に提出しなければならない。

(単位認定の方法)

- 第6条 規程第7条の規定に基づく単位の認定方法は、授業科目区分の単位で認定を行う 一括認定方式とする。
- 2 前項に定める一括認定の対象となる授業科目区分は、別表 1 (世界教養プログラム)及び別表 2 (専修プログラム)に掲げる授業科目区分とする。ただし、外国の大学等で修得した単位が、当該授業科目区分のいずれにも該当しないと判断される場合は、学生からの申請に基づき、関連科目として認定することができるものとする。
- 3 一括認定を申請することができる授業科目区分は、外国の大学等で修得した授業科目 と本学で開講される授業科目の教育内容が同一又は類似しており、かつ、教育内容の水準

が同等又はそれ以上であることを条件とする。

4 一括認定できる単位数について、授業科目区分ごとの上限は設けないものとする。ただし、専攻言語(○○語Ⅱ)は本学で修得済みの単位と合わせて10単位、専攻言語(ウズベク語)については本学で修得済みの単位と合わせて12単位を上限とする。

(単位数の計算方法)

- 第7条 一括認定する単位数の計算は、外国の大学等で履修した授業時間数を基準として、 学生から申請のあった授業科目ごとに別表3に掲げる計算式により算出する。
- 2 前項に規定する授業時間数は、外国の大学等が作成したシラバス等により客観的に確認できる時間数とし、授業外における学習時間等は含まないものとする。
- 3 規程第2条第2号による留学の場合、第1項及び第2項の規定にかかわらず、各ダブル・ディグリー・プログラム実施のための規程に基づき認定する。

(承認手続き)

- 第8条 第5条第1項の規定に基づき学生が単位認定を申請する場合は、あらかじめ別表 4に掲げる予備承認者の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定に基づき予備承認者の承認が得られた場合は、学生からの申請に基づき、当該学生が所属する学部の協議会で審議の上、単位の認定を決定する。

(成績証明書の表示)

第9条 前条の規定に基づき単位認定が決定された場合は、「授業科目区分(海外留学認定 科目)」の名称で成績証明書に表示する。

附則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者(第3年次編入学者にあっては平成32年度以前に入 学した者)については、従前の例による。

附則

この要項は、令和4年3月9日から施行する。

附則

この要項は、令和6年1月1日から施行する。

#### 【別表1】一括認定の対象となる授業科目区分(世界教養プログラム)

世界教養	対 象	「専攻言語(○○語Ⅱ)」、「専攻言語(○○語Ⅲ)」、「専攻言語
		(ウズベク語)」、「教養外国語 (○○語 A)」、「教養外国語 (○
		○語 B)」、「GLIP 英語科目 A」、「GLIP 英語科目 B」、「諸地
プログラム		域言語科目(○○語)」
	対象外	「専攻言語(○○語Ⅰ)」、「基礎日本語科目」、「専門日本語科
		目」、「地域科目」、「基礎科目」、「教養科目」

# 【別表2】一括認定の対象となる授業科目区分(専修プログラム)

言語文化学部	対象	「概論科目」、「専門科目(講義)」、「専門科目(専門演習)」
	対象外	「導入科目」、「専門科目(卒業研究演習)」、「卒業研究」
国際社会学部	対 象	「概論科目」、「専門科目(講義)」、「専門科目(専門演習)」
	対象外	「導入科目」、「専門科目(卒業研究演習)」、「卒業研究」
国際日本学部	対 象	「多文化協働科目」、「社会連携科目」、「概論科目」、「専門科目 (講義)」、「専門科目 (専門演習)」
	対象外	「導入科目」、「専門科目(卒業研究演習)」、「卒業研究」

#### 【別表3】一括認定する単位数の計算方法

言語科目として	単位数=授業時間数(1 コマ当たりの授業時間(分)×1 週当たりのコ
認定する場合	マ数×週数)の合計÷1,350 分(90 分×15 回)
	※小数点以下切り捨て
講義科目として	単位数=授業時間数(1 コマ当たりの授業時間(分)×1 週当たりのコ
講義科目として 認定する場合	単位数=授業時間数( $1$ コマ当たりの授業時間(分) $\times 1$ 週当たりのコマ数 $\times$ 週数)の合計 $\div 1,350$ 分( $90$ 分 $\times 15$ 回) $\times 2$

# 【別表4】承認手続きにおける予備承認者

申請科目		予備承認者
世界教養プログラム	言語科目	言語代表教員
専修プログラム	言語文化学部	指導教員
	国際社会学部	指導教員及びコース長
	国際日本学部	指導教員又は国際日本学部長が指名する教員
関連科目	言語科目	指導教員(国際日本学部の学生にあっては指導教員又
	講義科目	は国際日本学部長が指名する教員)